

# 教員免許状 更新制度解消後の 免許状の有効性 確認方法

---

令和4年8月 東京都教育庁人事部選考課免許担当

# 第1 更新制度解消の 概要

---

# 更新制度の解消

---

- ・令和4年7月1日時点で有効な免許状は、更新制度の解消に伴い、手続なく、有効期限のない免許状となる。(※)
- ・令和4年7月1日時点で失効している免許状は、更新制度が解消されても、自動的に効力が復活することはない。

⇒令和4年7月1日時点の免許状の有効性の確認が重要。  
免許状が失効したあとに教員として勤務するためには、免許状の取り直し(=再授与)の手続きが必要

(※) 例:有効期限が令和4年8月31日である場合、令和4年9月1日以降も有効

# 用語集

本資料で使用する主な用語の意味は、以下のとおりです。

	用語	意味
1	旧免許状所持者	平成21年4月1日より前に初めて免許状を取得した方。 (ただし、当該免許状が失効し、再授与を受けた場合を除く)
2	新免許状所持者	平成21年4月1日以降に、初めて免許状を取得した方。 (旧免許状が失効し、平成21年4月1日以降に再授与を受けた場合を含む)
3	修了確認期限	旧免許状所持者の更新の期限
4	有効期間の満了の日	新免許状所持者の更新の期限
5	教員免許状が必要な職	次ページ参照
6	失効	以下のどちらかに該当したことにより、免許状の効力が失われた状態 ・新免許状所持者で期限までに更新関係手続を行わなかった場合 ・旧免許状所持者でかつ期限時点で教員免許状が必要な職についていた場合
7	休眠	旧免許状所持者でかつ、 <u>期限時点で教員免許状が必要な職についていなかった場合</u> の免許状の状態。休眠状態の免許状の効力は、更新制度の解消に伴い自動的に復活する。
8	更新関係手続	更新、免除、延長・延期、回復を指します。

# 教員免許状が必要な職

---

- ・現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
- ・教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ・上記に準ずる者として東京都教育委員会が定める者
- ・上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

※ 校長、副校長は、教員免許状を所持している場合のみ該当。

※ 教育長、社会教育主事は、教員免許状を所持し、かつ、過去に都立又は区市町村立学校の教育職員として任命された場合のみ該当



# 第2 旧免許状所持者の 更新の期限

---

# 【旧免許状所持者】 免許状の有効性の確認方法

---

以下のどちらかに該当する場合は、  
令和4年7月1日時点で有効な免許状を所持していることになる。

- ① 休眠状態の免許状を所持していた場合
- ② 過去に更新関係手続を行ったことで、  
次回の修了確認期限が令和4年7月1日以降であった場合

# 修了確認期限の考え方

---

- ・最初の修了確認期限:

生年月日又は栄養教諭免許状の取得日によって定められる。

- ・2回目以降の修了確認期限: 前回の更新等証明書に記載

⇒修了確認期限の時点で教員免許が必要な職に就いていた場合(※1)、免許状は失効する。

(※1 修了確認期限の同日付で任用期間満了により退職した場合を含む。)

⇒修了確認期限の時点で、教員免許が必要な職に就いていなければ、免許状は失効せず、休眠状態となる(※2)。

(※2 修了確認期限の同日付で自己都合退職した場合を含む。)

## 修了確認期限の確認方法

---

- 1 これまでに更新関係手続を行ったことが無い場合

⇒最初の修了確認期限のまま。

確認方法については、次ページ及び次々ページ参照

- 2 これまでに更新関係手続を行ったことがある場合

⇒次回の修了確認期限：

前回の更新関係手続後に発行された証明書(※)に記載

(※ 証明書を紛失した場合は、前回更新した免許状の授与証明書で確認する)

# 栄養教諭免許状を 所持していない場合の修了確認期限

グループ	生年月日			最初の修了確認期限
1	昭和30年4月2日	～	昭和31年4月1日	平成23年3月31日
	昭和40年4月2日	～	昭和41年4月1日	
	昭和50年4月2日	～	昭和51年4月1日	
2	昭和31年4月2日	～	昭和32年4月1日	平成24年3月31日
	昭和41年4月2日	～	昭和42年4月1日	
	昭和51年4月2日	～	昭和52年4月1日	
3	昭和32年4月2日	～	昭和33年4月1日	平成25年3月31日
	昭和42年4月2日	～	昭和43年4月1日	
	昭和52年4月2日	～	昭和53年4月1日	
4	昭和33年4月2日	～	昭和34年4月1日	平成26年3月31日
	昭和43年4月2日	～	昭和44年4月1日	
	昭和53年4月2日	～	昭和54年4月1日	
5	昭和34年4月2日	～	昭和35年4月1日	平成27年3月31日
	昭和44年4月2日	～	昭和45年4月1日	
	昭和54年4月2日	～	昭和55年4月1日	
6	昭和35年4月2日	～	昭和36年4月1日	平成28年3月31日
	昭和45年4月2日	～	昭和46年4月1日	
	昭和55年4月2日	～	昭和56年4月1日	
7	昭和36年4月2日	～	昭和37年4月1日	平成29年3月31日
	昭和46年4月2日	～	昭和47年4月1日	
	昭和56年4月2日	～	昭和57年4月1日	
8	昭和37年4月2日	～	昭和38年4月1日	平成30年3月31日
	昭和47年4月2日	～	昭和48年4月1日	
	昭和57年4月2日	～	昭和58年4月1日	
9	昭和38年4月2日	～	昭和39年4月1日	平成31年3月31日
	昭和48年4月2日	～	昭和49年4月1日	
	昭和58年4月2日	～	昭和59年4月1日	
10	昭和39年4月2日	～	昭和40年4月1日	令和2年3月31日
	昭和49年4月2日	～	昭和50年4月1日	
	昭和59年4月2日	～		

# 栄養教諭免許状を 所持している場合の修了確認期限

グループ	栄養教諭免許状が授与された年月日			最初の修了確認期限
1		～	平成18年3月31日	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日	～	平成19年3月31日	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日	～	平成20年3月31日	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日	～	平成21年3月31日	平成31年3月31日

# 第3 新免許状所持者の 更新の期限

---

# 【新免許状所持者】 免許状の有効性の確認方法

---

所持する免許状の有効期間の満了の日が、  
令和4年7月1日以降であった場合は、  
令和4年7月1日時点で有効な免許状を所持していることになる。

# 更新の期限の考え方

---

免許状及び更新等証明書(過去に更新関係手続を行ったことがある場合のみ)に記載されている有効期間の満了の日のうち、最も遅いものが、有効期間の満了の日となる。

⇒期限までに更新関係手続を行っていない場合、**有効期間の満了の日を迎えた時点で免許状は失効する。**

⇒最初に免許状を取得したあとに、更新関係手続と新たな免許状の取得を両方とも行った場合は、**特に注意が必要**

# 1 これまでに更新関係手続を行ったことが無い場合

高等学校教諭専修免許状

本籍地  
氏名  
昭和 年 月 日生

平成 年 月 日  
平 高専第 号  
世帯員定 名(世帯別番号)

基礎資格 修上の学位を有する

教育機関名等  
十二年度以上修得の分修名  
\*平成二年三月三日

修得単位 修得した科目  
修得又は修得に相当する科目  
教育課程実施計画第六十六条の六に定める科目

資格認定試験  
正科専修 \*  
試験科目  
合格日

有効期間の満了の日  
平成三年三月二日

備考

記  
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について高等学校教諭専修免許状を授与する。

東京都教育委員会  


免許状に記載されている有効期間の満了の日のうち、最も遅いものが更新の期限

## 2 これまでに更新関係手続を行ったことがある場合

---

### (1) 更新又は免除を行った場合

- ・初めて免許状を取得した日以降、更新又は免除の効力発生日(次ページ参照)までに、新たな免許状を取得していない場合  
⇒ 更新等証明書に記載の有効期間の満了の日が更新の期限
- ・初めて免許状を取得した日以降、更新又は免除の効力発生日までに、新たな免許状を取得した場合  
⇒ 次ページ参照

### (2) 延期を行った場合

- ・初めて免許状を取得した日以降、延期の効力発生日(19ページ参照)までに新たな免許状を取得していない場合  
⇒ 延期証明書に記載の有効期間の満了の日が更新の期限
- ・初めて免許状を取得した日以降、延期の効力発生日までに新たな免許状を取得した場合  
⇒ 19ページ参照

# 更新又は免除手続の効力発生日 (新免許状)

例

- ① 平成23年3月31日に小学校教諭一種免許状を取得(有効期間の満了の日:令和3年3月31日)
- ② 令和2年1月16日付で更新証明書が発行(次の有効期間の満了の日:令和13年3月31日)

H23.3.31  
小1免取得

R2.1.16  
更新証明書発行

R3.3.31  
有効期間の満了の日

R13.3.31  
次の有効期間  
の満了の日



更新又は免除  
の効力発生日

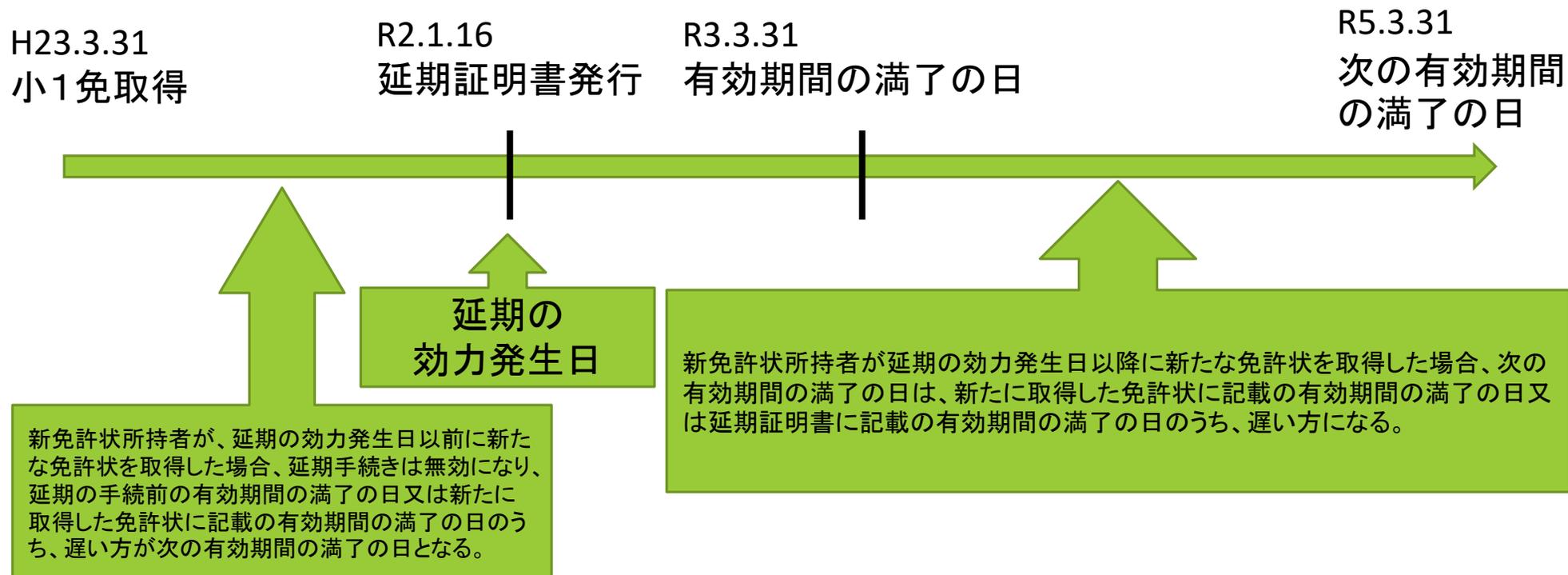
新免許状所持者が、更新又は免除の効力発生日以前に新たな免許状を取得した場合、更新又は免除手続きは無効になり、更新又は免除の手続前の有効期間の満了の日又は新たに取得した免許状に記載の有効期間の満了の日のうち、遅い方が次の有効期間の満了の日となる。

新免許状所持者が更新又は免除の効力発生日以降に新たな免許状を取得した場合、次の有効期間の満了の日は、新たに取得した免許状に記載の有効期間の満了の日又は更新証明書に記載の有効期間の満了の日のうち、遅い方になる。

# 延期手続の効力発生日 (新免許状)

例

- ① 平成23年3月31日に小学校教諭一種免許状を取得(有効期間の満了の日:令和3年3月31日)
- ② 令和2年1月16日付で延期証明書が発行(次の有効期間の満了の日:令和5年3月31日)



# 更新をしなかった新免許状 (捨て免)

---

- ・新免許状所持者でかつ複数枚免許状を所持している場合、有する免許状の一部のみを更新し、その他の免許状を更新しないことが可能。
- ・更新しなかった免許状(更新等証明書に記載されていない免許状)は、更新の効力発生日時点で失効する。
- ・旧免許状所持者には、捨て免の概念がない。